

障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会 説明概要

1 障害者自立支援法円滑施行特別対策について

【参照資料】 資料 1 - 1、1 - 2

資料に沿って同事業の概要について説明しました。

2 4月以降の障害福祉サービス等について

(1) 障害福祉サービス等のサービス体系の変遷について

【参照資料】 資料 2 - 1

資料の内容を説明しました。

(2) 平成19年4月以降の障害福祉サービス等の報酬単価について

【参照資料】 資料 2 - 2

障害福祉サービスについては、原則として見直しはありません。

地域生活支援給付については、資料 2 - 2 に沿って日中一時支援の単価改正について説明しました。

(3) 平成19年4月1日付の支給決定に係る留意点

【参照資料】 資料 2 - 3

資料中に記載したとおり、受給者証の更新が間に合わない利用者については、必ず支給決定関係通知書の提示を求め、同内容の範囲内で契約の上サービス提供を行っていただきますようお願いします。その際、契約内容については、利用者が所持する更新前の受給者証に記入するようお願いします。

別添 3 については、現在千葉市の支給決定基準の取り扱いについて検討中です。取り扱いを決定次第ホームページに掲載する等してお知らせします。

(4) 請求処理等の変更点

【参照資料】 資料 2 - 4、3 - 1、3 - 2、3 - 3、4

資料の内容を説明しました。

(5) 平成19年4月以降の指定障害福祉サービス事業者の指定等

【参照資料】 資料 2 - 5

資料の内容を説明しました。

3 その他

【参照資料】 資料 5

(1) 就労意欲促進事業について（午後のみ）

4月2日以降、早々に対象施設あてに申請の案内を行う旨を説明しました。

(2) 社会福祉法人減免に係る補助金の申請について

4月2日以降、早々に実施事業所あてに申請の案内を行う旨を説明しました。

- (3) 受給者証の表記に係る変更点について
資料の内容について説明しました。
- (4) 入院・外泊時加算の取り扱いについて(午後のみ)
資料の内容について説明しました。
- (5) 個別減免の資産要件に係る預貯金の額について(午後のみ)
従来まで「350万円以下」であったものが4月から「500万円以下」になる旨説明しました。
- (6) 障害福祉サービスと地域生活支援給付の統合上限額管理の結果について
請求書の修正等があり大変遅れていますが、平成18年10月分の結果について、4月6日(金)をめぐりに事業所あてに発出する見込みです。なお、今回のような結果送付の著しい遅延を防ぐため、以後の管理結果については、一定の期限を設けその時点での管理結果として発出し、後日同結果の内容に変更が生じた場合は、過誤としてその後の請求額の中で調整する予定である旨説明しました。
- (7) 国民健康保険団体連合会への審査支払い業務委託について
18年12月25日の説明会以降、まだ国から具体的な情報提供がありません。今後もホームページ等で情報提供を行っていく旨説明しました。
- (8) 電子メールを利用した情報提供について
今回の説明会から電子メールを利用した開催通知及びホームページへの資料の事前掲載を行いました。一部事業所への通知に係る手違いがあった旨お詫びしました。一方で、電子メールを確認していなかった事業所もあったことから、最低1日1回は電子メールの受信状況を確認するようお願いしました。
電子メールアドレスが未登録の事業所については、前回の説明会で配付したアンケートなどの書式で必ず障害者自立支援課あて登録するようお願いしました。
その他、ホームページ上で随時情報提供を行っていくことしていることから、障害者自立支援課のホームページについても定期的に確認していただくようお願いしました。